

○東京藝術大学音楽学部等教員の任期更新時の再任評価実施要
項

〔平成20年7月3日〕
教授会決定

改正 平成25年10月24日 平成27年3月26日
平成31年1月8日 令和3年10月21日

(目的)

第1条 この実施要項は、東京藝術大学における大学教員の任期に関する規則（以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、音楽学部等教員（演奏芸術センターの教員を含む。）の任期更新時の再任評価（以下「再任評価」という。）の実施に関し、評価項目、評価基準及び評価の実施手順等の必要な事項を定める。

第1章 評価項目及び評価基準

(評価項目)

第2条 評価項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 研究業績
- (2) 教育業績
- (3) 大学運営上の貢献
- (4) 社会への貢献
- (5) その他

(評価基準)

第3条 前条で示した項目ごとの評価及び総合評価の評価基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 項目ごとの評価基準は次表のとおりとする。

| 評価 | 評価基準 |
|----|-----------|
| A | 特にすぐれている。 |
| B | 水準に達している。 |
| C | 改善を要する。 |

- (2) 総合評価の評価基準は次表のとおりとする。

| 評 価 | 評 価 基 準 |
|----------|-------------------------------------|
| 再任を可とする | 項目評価において、「A」が1つ以上ある者、又は「B」が3つ以上ある者。 |
| 再任を不可とする | 再任を可とする評価に達しない者。 |

第2章 再任評価の実施手順

(再任評価専門委員会)

第4条 学部長は、規則第6条第1項に定めるところにより任期の更新を希望する者（以下「更新希望者」という。）がある場合は、運営会議（人事）（以下「会議」という。）に再任評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2 専門委員会は、教授会構成員のうち次の各号に定める者により構成する。

- (1) 東京藝術大学音楽学部運営会議（人事）に関する要項第3条第1号に定める

- 学部委員から会議が指名した者。ただし、更新希望者が属する、同要項第8条第2項第1号に定める群（以下「群」という。）に属さない者 1名
- (2) 更新希望者の属する学科等の主任。ただし、当該主任が更新希望者である場合は、その学科等に属する者から会議が指名した者 1名
- (3) 更新希望者の属する群のうち、更新希望者の属さない学科等の主任から会議が指名した者 1名
- (4) 前2号に該当する者がなく、構成員が3名に満たないため、会議が指名した者 不足する人数
- (5) その他、会議が必要と認めた者

3 専門委員会に委員長を置き、前項第1号により指名された学部委員をもって充てる。

(業績調書)

第5条 更新希望者は、任期の付されている期間の活動状況を基に業績調書（別紙様式2）を作成し、任期満了の1年5月前までに学部長に提出しなければならない。

2 学部長は、提出された業績調書の審査をすみやかに専門委員会に委託する。

(業績調書の審査)

第6条 専門委員会委員長は、専門委員会において更新希望者の業績調書を審査し、再任評価書（別紙様式1）の原案を作成して会議に報告する。

2 会議は、専門委員会の原案を審議し、任期満了の1年4月前までに審査結果を学部長に報告しなければならない。

(再任評価審査委員会)

第7条 学部長は、会議からの報告により再任を否とされた者について、複数の外部委員を含む再任評価審査委員会を設置し、審査結果の審議を付託する。

(審査結果の決定)

第8条 学部長は、教授会の審議を経て審査結果を決定する。

第3章 審査結果の報告

(審査結果報告書)

第9条 学部長は、審査の状況を再任評価報告書としてまとめ、任期満了の1年2月前までに審査結果を学長に報告する。

2 学部長は、審査結果を再任不可とする場合は、その理由を前項の報告書に記載する。

附 則

この要項は、平成20年7月3日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年1月8日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年10月21日から施行する。

別紙様式1（第6条第1項関係）

再任評価書

評価対象者氏名

1. 項目評価

評価細目ごとの評価（細目評価）を項目ごとの評価基準（第3条第1号）に準じて記入し、各細目評価の結果に基づき、項目評価及びその理由を記入すること。

(1) 研究業績

| 評価細目 | 細目評価 | 項目評価 | 項目評価の理由 |
|--------|------|------|---------|
| 演奏、作品等 | | | |
| 著書、論文等 | | | |
| 各種受賞等 | | | |
| 科研費等 | | | |
| その他 | | | |

(2) 教育業績

| 評価細目 | 細目評価 | 項目評価 | 項目評価の理由 |
|--------|------|------|---------|
| 担当授業科目 | | | |
| 学生担当状況 | | | |
| 学位授与状況 | | | |
| その他 | | | |

(3) 大学運営上の貢献

| 評価細目 | 細目評価 | 項目評価 | 項目評価の理由 |
|--------|------|------|---------|
| 委員会等活動 | | | |
| その他 | | | |

(4) 社会への貢献

| 評価細目 | 細目評価 | 項目評価 | 項目評価の理由 |
|--------|------|------|---------|
| 各種委員 | | | |
| 学会・研究会 | | | |
| 講演等 | | | |
| 受託研究等 | | | |
| その他 | | | |

(5) その他

| 評価細目 | 細目評価 | 項目評価 | 項目評価の理由 |
|------|------|------|---------|
| その他 | | | |

2. 総合評価

総合評価の基準（第3条第2号）によること。

| |
|--|
| |
|--|

別紙様式2（第5条第1項関係）

業 績 調 書

（元号） 年 月 日現在

氏名

（1）研究業績

| | |
|--------|--|
| 演奏、作品等 | |
| 著書、論文等 | |
| 各種受賞等 | |
| 科研費等 | |
| その他 | |

※ 研究業績において、研究活動が複数年の長期に渡る場合は、その理由を記載すること。

(2) 教育業績

| | | |
|--------|----------|--|
| 担当授業科目 | 附属音楽高等学校 | |
| | 学部 | |
| | 大学院 | |
| 学生担当状況 | 附属音楽高等学校 | |
| | 学部 | |
| | 大学別科 | |
| | 修士 | |
| | 博士 | |
| 学位授与状況 | 修士 | |
| | 博士 | |
| その他 | | |

(3) 大学運営上の貢献

| | |
|--------------------|--|
| 委員会等（全学・学部） の活動 | |
| その他 | |

(4) 社会への貢献

| | |
|--------------------------|--|
| 審議会、コンクール等 の各種委員 | |
| 学会・研究会活動 | |
| 講演、研修会講師等 | |
| 受託研究・受託事業等 (依頼演奏を含む。) | |
| その他 | |

(5) その他

| | |
|-----|--|
| その他 | |
|-----|--|